官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律（六三）　六
○金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（六四）　七
○下水道法等の一部を改正する法律（六五）　八
〔政　令〕
○環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（二三〇）　八
○検疫法施行令の一部を改正する政令（二三一）　八
〔省　令〕
○無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令（総務九〇）　九
○技術士法施行規則の一部を改正する省令（文部科学二六）　一〇
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（厚生労働一一五）　一〇
〔法規的告示〕
○コミュニティ放送を行う地上基幹放送局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信の無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものについて同時に有効期限が満了するよう総務大臣が別に告示で定める日を定める件の一部を改正する件（総務二六七）　一〇八
○電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件の一部を改正する件（同二六八）　一〇九
○再免許の申請を免許の有効期間満了前一箇月以上六箇月を超えない期間に行うことができる無線局を定める件の一部を改正する件（同二六九）　一一〇
○登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（同二七〇）　一一〇
○登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（同二七一）　一一〇
○無線設備規則第十四条の二第一項第二号等の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件（同二七二）　一一三
○無線設備規則第四十九条の六の九第一項第一号ヘ等の規定に基づくキャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める件の一部を改正する件（同二七三）　一一三
〔その他告示〕
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務二三九）　一一四
○検疫法施行令別表第三の規定に基づき厚生労働大臣が指定する陸域の地域の一部を改正する件（厚生労働二六八）　一一五
○検疫法第八条第四項の規定による検疫区域の一部を改正する件（同二六九）　一一五
○平成二十七年農林水産省告示第二千七百八十七号及び令和二年農林水産省告示第三百三十五号の一部を改正する告示（農林水産一〇五五）　一一六
○観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針の一部を改正する告示（農林水産・国土交通一）　一一九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三八
特殊法人等
公立学校共済組合役員の就職、会計検査院共済組合・文部科学省共済組合（定款の一部変更・令和七年度決算）、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録換え・登録取消し・職務上の氏名の使用・指定法の付記関係　一八六
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一九一
会社その他
会社決算公告　一九七

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。